

別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ 名称変更することを求める意見書の提出を求める陳情

陳情の趣旨

・国に「親子交流への名称変更を求める意見書の提出」を求めます。
　國（法務省）に対し、地方自治法第99条に基づき「別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更を求める」意見書を提出してください。

陳情の理由

1 「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であるため
　「面会交流」とは、別居・離婚後に子供を養育・監護していない方の親（以下、別居親）と子供によって行われる、面会および交流のことです。
以前は「面接交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」のように用いられます（例「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」）。この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人々が訪ねてきた時に主に使われています。予約する、許可を得るなどの手続きをとつて会う場合が非常に多いです。

親子が会う事に対して、子供の視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前なものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年4月に批准）された後では、「面会」を意味する“access”という言葉は、「交流すること」「contact」という言葉に置き換えられております。子供が健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。“parenting time”（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。子供も理解できるように、国に「親子交流」への名称変更を行うように意見書を提出して頂くようお願い申し上げます。

令和2年5月22日

住所 〒211-0005

神奈川県川崎市中原区新丸子町765番
グランメゾンマエダ402

ふりがな さとう はじめ
氏名 佐藤 創



逗子市議会議長 丸山治章様

